

マイナンバーカードを利用した税証明書の コンビニ交付の開始について

標記について12/9（月）から開始します。
是非ともご掲載、ご取材いただきますようお願いいたします。

■詳細情報

2024年12月9日から、全国のコンビニエンスストアをはじめとしたマルチコピー機設置店でマイナンバーカードを使い、税証明書（所得・課税・扶養証明書）を取得できます。

◇利用可能時間 6：30～23：00（メンテナンス期間を除く）

◇取得できる方 1月1日時点で小諸市に住民登録があり、申請日現在も小諸市に住民登録のある方（証明書対象年度が令和6年度の場合、令和6年1月1日に住民登録がある方）

◇取得できる税証明の種類

所得・課税・扶養証明書

※最新年度の証明書のみ取得できます（年度の切り替えは、毎年6月初旬となります）

過年度の証明書及び「所得証明書」「課税（非課税）証明書」等の他の証明書は発行できません。

■問い合わせ先

小諸市役所 税務課 市民税係 担当：堀込

TEL0267-22-1700（内線2151） Eメール・shiminzei@city.komoro.nagano.jp

その他のイベント・お知らせ情報